





## •利用者事前登録

お子さんの健康状況などを保健センターへ提出していただきます。原則、 利用申請の前までとしていますが、状況により同時申請も可能です。

#### ▷必要なもの

- ・印鑑 (認印可)
- ·基山町病後児事業登録書(様式第1号)
- ・健康調査票(様式第2号) 町内の保育園・幼稚園に通われている方で、希望される方は、児童票の情報提供によって、記載を省略できます。

## • 予約

原則、前日の17時15分までに電話か来庁にて予約をお済ませください。空き状況を確認します。

## •診療情報提供書

病気・けがの状態や、病後児であることの証明、与薬依頼などの情報提供書です。 かかりつけ医を受診し、町指定の診療情報提供書を発行してもらってください。

## ・利用申請及び利用料納付

必要な書類の提出や利用料の納付を保健センターにて行ってください。原則、前日の 17 時 15 分までにお済ませください。

#### ▷必要なもの

- ・印鑑 (認印可)
- ·基山町病後児保育利用申請書(様式第3号)
- ・かかりつけの医師が作成した基山町病後児保育事業診療情報提供書(様式第4号)
- ・与薬依頼票(様式第6号)(必要時のみ)

### お子さんのお預かり

当日、お子さんを基山町病後児保育室へお連れ下さい。

#### ▷必要なもの

- ・状況調査票(様式第5号)
- ・その他保育に必要な物(左記持参物を確認し、ご準備ください。)

必要書類等は、保健センターに準備しています。また、基山町ホームページからもダウンロード可能です。

## ・月曜日に病後児保育を利用される方へ

月曜日に利用を希望される方は、土曜日も予約を受け付けます。問合せ先へ電話し、予約してください。 受付時間:午前8時15分~午後5時15分

# ご利用ください!

# 病後児保育室のご案内

問 健康増進課 子育て包括支援係 ☎85-9095

基山町では4月1日より、子育てをしている方を応援するために、病後児保育を行っています。

## Q. 病後児保育ってどんな状態のときに使えるの?



A. 病気が安定し始めた「回復期」ではあるものの、安静に過ごす配慮が必要なことから、集団での保育は難しい状態のときです。(医師から病気中と判断された場合は含まれません。診療情報提供書での診断された方になります。)

例えば、発熱や嘔吐・下痢などの症状はなくなったり、感染の可能性が低い状態と診断されたり しても、まだいつもどおり元気に学校や保育園・幼稚園に登園するのは不安な時期に、保護者の 方が安心して仕事や冠婚葬祭、病院などに行くことができるように一時保育します。

# ・・≪基山町病後児保育室について≫ ・・・

開館時間 月~金曜日(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

午前7時15分~午後6時

利用対象者 次のすべてに当てはまる方

・町内に住所がある者又は町内の小学校、保育園、幼稚園その他類似施設に通う、生後6か月から 小学校3年生までの子ども

・病気やけがの回復期であり、かつ、集団保育が困難な期間にある子ども (診療情報提供書を発行された方)

・保護者の就労や病気などにより家庭で保育を行うことが困難な子ども

利用期間

1回の利用につき、連続して利用できる期間は原則5日以内

定員数

3名

保育場所

基山町病後児保育室(保健センター北側)

利用料

利用時間	利用料
6時間以内	1,000 円
6時間を超える場合	2,000円

給食

希望者には昼食を用意します。1人あたり:230円/日

※アレルギー食及び離乳食対応はできません。 ※間食は提供できませんのでご持参ください。

持参物

・状況調査票

・着替え(上下の服、下着)

・水筒

・帽子

・食事用エプロン2枚

・歯ブラシ、コップ

・ひも付きハンドタオル

・お弁当(必要な方)

ビニール袋2~3枚

・間食(必要な方)

・ポケットティッシュ

・おはしやフォーク、スプーン

・ハンカチ

・オムツ、おしり拭き、汚物入れ袋

・給食用の乾いたおしぼり